

児童手当の制度改正について

申請受付中

児童手当制度の一部改正によって、令和6年10月分(12月支給分)から支給対象や支給額等が拡充されます。
これに伴い申請書の受付を開始しておりますので、お早めにご申請ください。

<拡充される内容について>

【改正前】

年3回支給
(6・10・2月)

対象児童	手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降※1は15,000円)
中学生	一律10,000円
※1 高校卒業(18歳年度末)までの養育している児童のうち、3番目以降の児童	

【改正後】

年6回支給
(2・4・6・8・10・12月)

対象児童	手当月額
3歳未満	15,000円
3歳～高校生年代	10,000円
第3子以降※2	一律30,000円
※2 進学か否かにかかわらず、22歳年度末までの養育している児童のうち、親等の経済的負担のある3番目以降の児童	

- ① 所得額に関係なく児童手当を受給できる(所得制限撤廃)
- ② 支給対象児童が高校生年代まで延長
- ③ 支給回数が年3回から年6回に変更
- ④ 第3子以降の支給額が月3万円に増額
- ⑤ 第1子として登録できる年齢が大学生年代まで拡大(上図※2)

受給者や対象児童の状況によって、手続きが異なります。
必要書類については裏面を確認してください。

<必要な手続きについて>

児童手当・特例給付を、㊦受給中、㊩受給中でない

【㊦に該当する方】

- 現在、高校生年代の児童を多子加算の算定児童※3として登録している

➡ **手続き不要**で増額

- 高校生年代の児童を多子加算の算定児童※3として登録していない

➡ **「認定請求書兼額改定認定請求書」**を提出

※3多子加算の適用を受けるために、第1,2子に登録されている高校生年代の児童

【㊩に該当する方】

- 公務員である ➡ **勤務先**に確認

- 高校生年代までの児童がいる(所得上限超過等)

➡ **「認定請求書兼額改定認定請求書」**を提出

【大学生年代の児童を含めて3人以上の児童を養育している方】

上記の手続きに併せて、

「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出

<大学生年代の兄姉等を含めて3人以上養育している>

- ・大学生年代の者を**経済的に負担**※4している場合には多子加算の対象となりますので、**「監護相当・生計費の負担についての確認書」**を提出してください。

なお、独立して生計を営んでいる児童は多子加算の対象外となります。

※4 ① 日常生活上の世話および必要な保護をしていること

② **生計費**の相当部分の負担をしていること

金銭・食料・日用品等の仕送り等、子が通常的生活水準を維持するために必要な費用

- ・多子加算の対象となる場合は養育状況の確認のため、原則、現況届の提出が必要となりますが、児童が修学している期間については不要となります。

<多子加算について>

手当の支給対象となる高校生年代までの児童を3人以上養育している場合や、高校生年代までの児童かつ大学生年代までの者を含めて3人以上の児童を養育している場合に、第3子以降の手当月額が一律3万円になります。(下記図を参考)

高校生年代以下	大学生年代	
		… <u>第3子以降の児童は多子加算あり</u>
		… <u>3万(多子加算)</u>
		… 1万(1.5万円)(多子加算なし)
		… 手当支給なし

<申請期限等について>

令和7年3月31日までに提出があったものは、制度改正後の新手当額を順次、遡及支給します。

※これ以降に提出があったものは、申請の翌月分から制度改正後の新手当額に変更されます。

<お問い合わせ/書類提出先>

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

三浦市保健福祉部子ども課

Tel:046-882-1111(内線365～367)